

令和7年度固定資産税(償却資産) 申告の手引き

町ホームページに「償却資産の申告について」のページを新たに設けました。一度ご確認ください。

(<https://www.town.taketoyo.lg.jp/kurashi/1001505/1001579/1004712/1003848.html>)

武豊町 償却資産



検索



申告をしていただく方

令和7年1月1日現在、武豊町内に事業用の償却資産(他人に貸し付けているリース資産も含む。)を所有している法人又は個人。

提出書類

●償却資産申告書 及び 種類別明細書

※償却資産申告書、種類別明細書とも1枚目(提出用)を提出。2枚目(控用)は保管してください。

※申告書等を郵送される方で、控用に受付印を必要とされる場合は、

返信用封筒(切手を貼付したもの)を必ず同封してください。

●次に該当する資産がある場合は、関係書類を提出してください。

・課税標準の特例資産・・・固定資産税の課税標準の特例に係る届出書※1、認定通知書等

・非課税資産・・・・・・固定資産税非課税申請書(償却資産)※1

・短縮耐用年数を適用した資産・・・・・・国税局長の承認通知書(写)

・増加償却を行った資産・・・・・・税務署長への届出書(写)

※1 届出書、申請書は町ホームページよりダウンロードしてください

◆提出期限

令和7年1月31日(金)

※事務処理の都合上、**1月20日(月)**までの提出にご協力ください。

提出前に次の確認をお願いします。

チェック

- ☐ 申告書に連絡先を記入していますか？
- ☐ 種類別明細書に所有者名を記入していますか？
- ☐ 減少資産に横線を引きましたか？
- ☐ 増加資産の種類を記入していますか？
- ☐ 増加資産の取得価額を記入していますか？
- ☐ 増加資産の耐用年数を記入していますか？
- ☐ 増加理由の欄(1～4)を記入していますか？
- ☐ 非課税、特例の対象資産をお持ちの場合は、同時に届出書の提出をお願いします。



申告書、種類別明細書の書き方

前年度に申告をされた方(企業独自の電算処理により申告される方以外)の場合、償却資産申告書と種類別明細書に前年に申告していただいた資産を印字してあります。資産の増減等があった場合、これを加除修正して申告してください。

はじめて申告される方には、白紙の申告用紙が同封してあります。

償却資産申告書、種類別明細書は次の事項にご留意の上、記載例を参考に記入してください。

(留意事項)

- ・ 前年中に資産の増減がなかった場合でも、「償却資産申告書」に所定の事項を記載していただくほか、申告書右下「18.備考」欄の「該当資産なし」に○をつけて提出してください。
- ・ 廃業、解散、転出等で資産がなくなった場合、その旨を「18.備考」欄に記入してください。

地方税ポータルシステム(エルタックス)を利用した償却資産申告について

地方税ポータルシステム(エルタックス)でも償却資産申告が可能です。ご利用にあたり、パソコンなどの準備や利用届出が必要となります。

詳細についてはエルタックスホームページなどでご確認ください。

●エルタックスホームページ

<https://www.eltax.lta.go.jp/>



●エルタックスヘルプデスク

電話番号 0570-081459 全国一律市内通話料金

(上記電話番号につながらない場合:03-5521-0019 通常電話料金)

受付時間 9:00~17:00(土、日、祝日、年末年始 12/29~1/3 を除く)

償却資産の評価方法

償却資産の評価は、資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本として評価します。

評価額＝決定価格

●前年中に取得した資産

評価額＝取得価額×(1-r/2)

●前年前に取得した資産

評価額＝前年度評価額×(1-r)

※r……耐用年数に応ずる減価率

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中取得 1-r/2	前年前取得 1-r		前年中取得 1-r/2	前年前取得 1-r		前年中取得 1-r/2	前年前取得 1-r
2	0.658	0.316	9	0.887	0.774	20	0.945	0.891
3	0.732	0.464	10	0.897	0.794	25	0.956	0.912
4	0.781	0.562	11	0.905	0.811	30	0.963	0.926
5	0.815	0.631	12	0.912	0.825	35	0.968	0.936
6	0.840	0.681	13	0.919	0.838	40	0.972	0.944
7	0.860	0.720	14	0.924	0.848	45	0.975	0.950
8	0.875	0.750	15	0.929	0.858	50	0.977	0.955

課税対象の償却資産

固定資産税が課税される償却資産とは、土地及び家屋以外の事業用の有形固定資産で、その減価償却費が法人税法又は所得税法の規定により所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。種類別に主なものを例示します。

資 産 の 種 類	細 目
①構築物	構築物 : 駐車場の舗装、橋、軌道、煙突、水槽、広告看板、門、塀、庭園、温室、緑化施設、その他土地に定着する土木設備又は工作物等 建物附属設備 : 建築設備、内装・内部造作等
②機械及び装置	建設機械、印刷機械、工作機械、電気機械その他物品の製造、加工、修理に使用する機械及び装置等、ソーラー発電設備等
③船舶	一般船舶、ヨット、ボート、モーターボート等
④航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
⑤車両及び運搬具	ロード・ローラ、フォーク・リフト等の大型特殊自動車、構内運搬車 等
⑥工具・器具及び備品	机、椅子、ロッカー、金庫、陳列ケース、パソコン、計算機、複写機、冷蔵庫、テレビ、レジスター、ルームクーラー、自動販売機等

以下の資産も事業の用に供することができる資産であれば申告の対象となります。

- (1) 簿外資産(会社の帳簿に記載されていない資産)
- (2) 建設仮勘定で経理されている資産
- (3) 償却済資産(減価償却を終わった資産)
- (4) 遊休資産(稼動を休止しているが、いつでも稼動できる状態にある資産)
- (5) 未稼働資産(すでに完成しているが、いまだに稼動していない資産)
- (6) 借用資産(リース資産)で、契約の内容が割賦販売と同等である資産
- (7) 家屋に施した建築資産・造作等のうち、償却資産として取り扱うもの
- (8) 他の事業者にも事業用として貸付けている資産
- (9) 賃借人(テナント)等が取り付けした内装・造作及び建築設備等の事業用資産

少額の減価償却資産の取扱いについて

	取得価額 償却方法	10 万円未満	10 万円以上 20 万円未満	20 万円以上 30 万円未満	30 万円以上
①	一時損金算入	申告対象外			
②	3年一括償却		申告対象外		
③	リース資産		申告対象外		申告対象
④	中小企業特例		申告対象		
⑤	個別減価償却			申告対象	

①取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの(法人税法施行令第133 条又は所得税法施行令第138 条)

②取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの

(法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項)

③地方税法施行令第49条ただし書による、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産のうち、取得価額が20万円未満のもの

④租税特別措置法の規定により中小企業特例を適用して損金算入した資産(租税特別措置法第28条の2、第67条の5)

⑤少額であっても個別に減価償却することを選択した資産

上記①・②・④について、令和4年4月1日以降に取得した資産の内、貸付(主要な事業として行われるものを除く。)の用に供する資産は、申告対象となります。

家屋と償却の区分について

固定資産税では、家屋(建物)に取り付けられている電気設備、ガス設備、給排水設備、空調設備等について、家屋と償却資産に区分して評価します。

・家屋と設備等の所有者が同じ場合

独立した機器としての性格の強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については償却資産として取り扱います。

・家屋と設備等の所有者が異なる場合

家屋の所有者以外の方が取り付けした内装等附帯設備については、償却資産として取り扱います。取り付けした方からの償却資産の申告が必要になります。

<建物附属設備における家屋との区分一覧表(例)>

区分	家屋に含めるもの	家屋に含めないもの(償却資産)
電気設備	・分電盤及び分電盤から内側の配線、配管 ・屋内外照明設備 ・呼出信号設備 ・放送・拡声配管、配線 ・インターホン設備 ・盗難非常通報装置 ・監視カメラ配管、配線	・受変電設備、発電設備、蓄電設備、高圧引込線、製造用機械の動力配線 ・家屋と分離している屋外照明設備 ・電話機、電話交換機 ・中央監視制御装置 ・LAN設備・放送・拡声マイク、スピーカー ・監視カメラ
給排水衛生設備	・屋内給排水設備 ・衛生設備	・工業用水道配管、污水处理装置、井戸 ・屋外給排水管 ・独立した煙突、給水塔
ガス設備等	・屋内設備	・ガスバーナー用ガス配管、エアー配管、油配管、屋外設備
空調設備	・空調設備 ・冷暖房設備 ・換気設備、換気扇、天井扇	・精密工場内の空調設備、集塵設備 ・大型コンピューター用空調設備 ・取り外しが可能なルームエアコン
運搬設備	・エレベーター、エスカレーター	・垂直搬送機、工業用ベルトコンベアー
屋外設備	・鉄骨等の非常階段 ・屋根と一体の建材型ソーラー	・簡易物置 簡易ビニールハウス ・門、塀 ・屋根と独立しているソーラー発電設備

表中「家屋に含めるもの」であっても、本来家屋と一体になって家屋自体の利便性を高めるための設備ではなく、特定の生産又は業務用の設備等や特定附帯設備に該当する場合は、家屋に含めず、償却資産として申告の対象になります。詳しくは町ホームページの「償却資産と家屋の区分表」をご参照ください。

償却資産の業種別具体例

業 種	主 な 償 却 資 産 の 内 容
共通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、内装・内部造作等(テナント等が取り付けした場合)、看板(広告塔、袖看板、ネオンサイン等)、LAN 設備等
製造業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機等
農業	ビニールハウス、精米機、耕運機、脱穀機、保冷库、冷蔵庫、畜舎、堆肥舎、乾燥機、大型特殊自動車(農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車で小型特殊自動車以外のもの)
建設業	ブルドーザー・パワーショベル・フォークリフト等の土木建設車両(軽自動車税(種別割)の課税対象となるべきものを除く)、大型特殊自動車等
娯楽業	パチンコ器、パチンコ器取付台(島工事)、ゲーム機、両替機、カラオケ機器等
料理飲食店業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器等
小売業	陳列棚・陳列ケース(冷凍機又は冷蔵機付のものも含む)等
理容・美容業	理容・美容椅子、理容・美容用洗面設備、消毒殺菌器、サインポール等
医業	医療機器(レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等)
アパート賃貸業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備、門・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装等
駐車場業	舗装路面等
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク等
ホテル・旅館業	客室設備(ベッド、家具、テレビ等)、厨房設備、洗濯設備、家具調度品

国税と固定資産税(償却資産)との主な違い

法人税・所得税法上で認められている一例	固定資産税(償却資産)の適用可否
○圧縮記帳	×償却資産の課税上は適用前の価額
○特別償却	×適用しない
○割増償却	×適用しない
○増加償却	○適用する
○償却の過不足	×考慮しない
○耐用年数の短縮の特例	○適用する
法人税・所得税法上の取り扱い	固定資産税(償却資産)の取り扱い
前年中の新規取得資産の減価償却の方法 月割償却	前年中の新規取得資産の減価償却の方法 半年償却 $r(1 \text{ 年分減価率})/2$ により償却
減価償却限度額 償却可能限度額 及び 残存価額を廃止し、 1 円(備忘価額)まで償却可能	減価償却限度額 取得価額の 5%
取得価額における消費税の取扱い ・税抜方式で会計処理・・・取得価額に含めない ・税込方式で会計処理・・・取得価額に含める	取得価額における消費税の取扱い ・税抜方式で会計処理・・・同左 ・税込方式で会計処理・・・同左
改良費の評価 原則区分評価(一部合算も可)	改良費の評価 区分評価(改良を与えられた資産と改良費を 区分して評価する)

よくある質問集

Q1,確定申告をしましたが、武豊町に償却資産の申告をしなくてはならないのですか。

確定申告とは別に、武豊町にも償却資産の申告をする必要があります。

申告の際は、5ページの国税と固定資産税(償却資産)との主な違いにも留意してください。

Q2,申告書が送られてきたのですが、申告対象資産を所有していない場合でも申告は必要ですか。

資産の所有状況把握のために、申告書右下の「18.備考」欄に「該当資産なし」に○をして申告していただきますようお願いいたします。

Q3,会社移転等により送付先を変更したいのですが。

会社移転等により償却資産申告書送付先を変更する場合は、役場税務課償却資産担当へご連絡ください。

Q4,耐用年数を過ぎた古い資産であっても、申告の対象になりますか。

減価償却済みであっても、事業の用に供することができる場合は申告の対象になります。

Q5,減価償却をしていない資産は申告の対象になりますか。

現実に減価償却を行っていない資産であっても、本来減価償却が可能な資産であれば、償却資産として申告の対象になります。

Q6,年の途中で廃業した場合、固定資産税(償却資産)の課税はどうなりますか。

固定資産税(償却資産)は、賦課期日(毎年1月1日)現在所有している償却資産に対して課税されます。したがって、年の途中で対象の償却資産を所有しなくなったとしても、当該年度の税額に変更はありません。

Q7, 申告し忘れていた資産があるとどうなりますか。

提出いただきました申告書の内容及び実地調査結果に申告内容の修正や過年度取得資産の申告漏れ等が含まれる場合、現年度だけではなく、5年度分まで遡って課税することになります。

Q8, 少額の減価償却資産について、申告対象と申告対象外の区別はどうなりますか。

地方税法第341条第4号及び地方税法施行令第49条の規定により、償却資産の申告対象から除かれる場合があります。3ページの少額の減価償却資産の取扱いについてをご参照ください。

問合せ先	愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地
	武豊町役場税務課固定資産税担当
	TEL. 0569-72-1111
	(内線255・257)
	FAX. 0569-72-1115